

役員を選任について

理事	山崎和子	令和4年6月12日 再任
〃	内野さよ子	令和4年6月12日 再任
〃	藤瀬都子	令和4年6月12日 再任
〃	金子瓊子	令和4年6月12日 退任
〃	内田信子	令和4年6月12日 再任
〃	富石久美子	令和4年6月12日 再任
〃	山下明子	令和4年6月12日 再任
〃	大隈亜由美	令和4年6月12日 新任

監事	諸石秀子	令和4年6月12日 退任
〃	香月チエミ	令和4年6月12日 退任
〃	一ノ瀬裕子	令和4年6月12日 新任
〃	泉万里江	令和4年6月12日 新任

定款（抜粋）

（役員の種類及び定数）

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

（役員を選任等）

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選において定める。

（役員任期等）

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。